

令和8年度「YOKOHAMA Hack!」運営業務委託 受託候補者特定に係る実施要領

(趣旨)

第1条 令和8年度「YOKOHAMA Hack!」運営業務委託の受託候補者をプロポーザル方式により特定する場合の手続き等については、横浜市委託に関するプロポーザル実施取扱要綱（以下「実施要綱」という。）に定めるもののほか、この実施要領に定めるものとする。

(実施の公表)

第2条 実施の公表にあたっては、実施要領、提案書作成要領、提案書評価基準及び業務説明資料により、次の各号に掲げる事項について明示するものとする。

- (1) 当該事業の概要・基本計画等
- (2) プロポーザルの手続き
- (3) プロポーザルの作成書式及び記載上の留意事項
- (4) 評価委員会及び評価に関する事項
- (5) その他必要と認める事項

(提案書の内容)

第3条 提案書は、次の各号に掲げる事項について作成するものとし、様式などは、別に定める。

- (1) 業務の実施体制と業務内容の理解
- (2) 業務に関する具体的な提案
- (3) 機能充実や価値向上への取組
- (4) 事業実績
- (5) 企業としての取組
- (6) その他当該業務に必要な事項

(評価)

第4条 プロポーザルを特定するための評価事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 業務の実施体制等の妥当性・実現性、運営業務内容に対する理解
 - ア 実施体制
 - イ 運営業務内容の理解
- (2) 提案内容の妥当性・実現性
 - ア 案件処理業務
 - イ 情報発信

(3) 機能充実や価値向上の取組内容の妥当性・実現性、取組意欲

ア 企業等の参画促進／プラットフォーム活性化

イ 価値向上のアイデア

(4) 事業実績

(5) 企業としての取り組み

- 2 プロポーザルの評価にあたっては、提案者にヒアリングを行うものとする。
- 3 提案書の内容及びヒアリング結果を基に、当該業務に最も適した者を特定する。
- 4 特定、非特定に関わらず、各々の提案者の評価結果については、その提案者に通知する。
- 5 評価点が最も高い者を特定する。評価点が同点の場合は、評価項目の第4条(3)イ、同条(3)アの順で評価点が高い者を特定する。各評価項目がすべて同点の場合は、評価委員による採決により特定する。

(プロポーザル評価委員会)

第5条 評価委員会は、次の各号に定める事項について、その業務を行う。

(1) 提案書の評価

(2) 評価の集計及び報告

(3) ヒアリング

- 2 評価委員会には委員長、副委員長及び委員を置き、次のとおりとする。

委員長 デジタル統括本部企画調整部担当部長

副委員長 総務局総務課担当課長

委員 政策経営局共創推進課長

経済局イノベーション推進課担当課長

デジタル統括本部デジタル・デザイン室長

- 3 委員長に事故等があり、欠けたときには、副委員長がその職務を代理する。

- 4 評価委員会は、委員の5分の4以上の出席をもって成立する。

- 5 委員長は、評価結果を総務局入札参加資格審査・指名業者選定委員会に報告するものとする。

(評価結果の審査)

第6条 選定委員会は、評価委員会から評価結果の報告があったときは、選定委員会において、次の事項について審査する。

(1) 評価委員の採点が適正に行われたこと。

(2) 評価委員会の審議及び採点の集計等が適正に行われたこと。

(3) 評価結果に関し、必須事項以外に公表する事項の選定

(4) 特定、非特定結果通知書に記載する理由

(5) その他必要な事項

(その他)

第7条 令和9年度及び令和10年度の委託契約については、前年度の履行状況等を検査し
適正性が確認できた場合に契約を決定するものとする。

附 則

この要領は、令和7年12月19日から施行する。